

暮らし 臨時職員募集

臨時職員募集		→職員課 (内557)
職名	障害児療育介助員	看護師
資格	保育士または教員免許 (幼稚園教諭含む)	看護師免許
期間	10月1日(火)～令和2年3月31日(火) ※更新の可能性あり。採用日は応相談	
勤務場所	こどもの発達センターつくしんぼ(戸倉3-1-1)	
勤務内容	通園教室での心身障害児の療育介助、療育教材の作成補助	通園教室送迎バスの添乗(児童の見守り・介助)、通園教室の看護・療育
募集人数	若干名	
勤務時間(シフト制)	月～金曜日の週2～4日程度 原則午前9時30分～午後2時30分 ※月1回会議などで4時まで	月～金曜日の週2～4日程度 ①午前8時30分～10時15分 ②午後1時45分～3時30分 ③午前9時30分～午後2時30分 ※月1回会議などで4時まで
時給	1,180円	1,700円
交通費	500円/日を上限に支給	
応募方法	事前に職員課へ連絡のうえ、必要事項を記入した市指定の履歴書と資格証の写しを直接職員課(市役所第3庁舎)へ	
履歴書配布場所	職員課※市HPからダウンロード可	

新しい国民健康保険 被保険者証(保険証)を郵送

現在お持ちの保険証の有効期限は9月30日(月)までです。世帯主へ世帯全員分の新しい保険証を、9月15日(日)頃から簡易書留で郵送します。保険証更新のための手続きは不要です。

なお、次の①②の場合を除き、新しい保険証の有効期限は令和3年9月30日までです。

①令和3年9月30日までに75歳になる方(75歳の誕生日の前日まで(75歳からは後期高齢者医療制度の該当となるため))

②令和3年9月30日までに在留期間満了となる外国人(在留期間満了の翌日まで)

注 有効期限切れの保険証の回収にご協力をお願いします。回収

場所などは保険証の同封物をご覧ください
↓保険年金課(内315)

本多図書館臨時休館に伴う臨時窓口の開設

本多図書館臨時休館中に、臨時窓口を開設します。

9月17日(火)～10月31日(木)の火曜日から日曜日の午前9時30分～午後5時※工事の進捗状況で変更の可能性あり

場内図書コーナーカウンター業務資料の返却、予約資料の貸し出し、予約の申し込み、新着図書、公民館ロビー、利用登録、本多図書館のみに置いてある雑誌の最新号は、本多図書館駅前分館で閲覧できます

↓本多図書館☎042・324・2022

9月下旬からプレミアム付商品券購入引換券を発送

プレミアム付商品券購入対象者へ、購入引換券を9月下旬から発送します。

①非課税者＝平成31年1月1日に本市に住民登録があり、平成31年度の住民税(均等割)が非課税の方(住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く)で、購入引換券交付申請書を市へ提出し、交付決定された方
※詳しくは8月1日号2ページまたは市HP参照

②子育て世帯＝平成28年4月2日～令和元年9月30日(月)に生まれた子がいる世帯の世帯主で、下表の基準日に本市に住民登録がある方

子育て世帯の基準日

対象となる子どもの誕生日	住民登録の基準日	購入引換券の発送時期
平成28年4月2日～令和元年6月1日	6月1日時点	9月下旬～
令和元年6月2日～7月31日	7月31日時点	
令和元年8月1日～9月30日(月)	9月30日時点	11月中旬～(予定)

購入方法10月1日(火)～令和2年2月28日(金)に、プレミアム付商品券購入引換券、購入金額、本人確認書類をお持ちのうえ、市役所第5庁舎1階などへ※詳しくは購入引換券同封のちらしをご覧ください

販売価格1冊5,000円分(500円券×10枚)を4,000円で販売

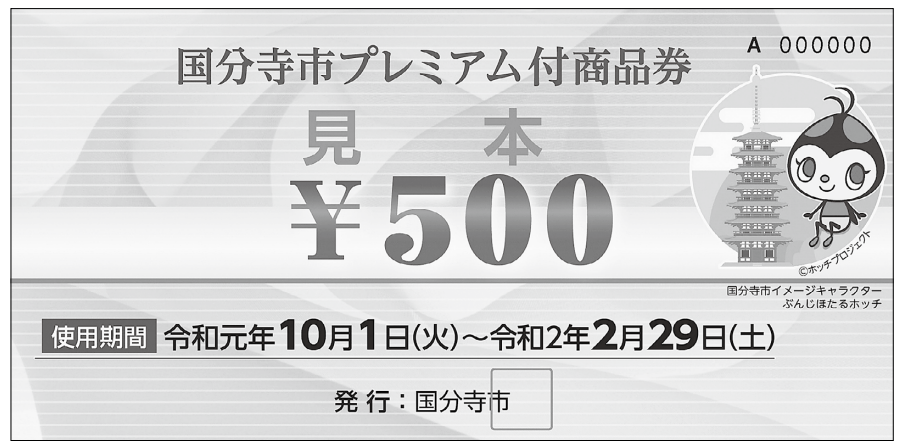
購入上限額①対象者数×20,000円(5冊25,000円分)

②対象となる子どもの数×20,000円(5冊25,000円分)

他市区町村の購入引換券をお持ちで、本市に転入した方へ

お手持ちの購入引換券を本市の引換券と交換できます

月～金曜日午前9時～午後6時に他市区町村の購入引換券と現住所の分かるものをお持ちのうえ、市役所第5庁舎1階へお越しください。交換後、本市の商品券が購入できます。



商品券の概要

プレミアム率25%

使用期間10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

使えるお店取扱店ポスターがあるお店※詳しくは購入引換券同封のちらしまたは市HPをご覧ください

使用できないもの不動産・金融商品、たばこ、換金性の高いもの(商品券類・切手・印紙・プリペイドカードなど)、性風俗関連特殊営業、国や地方公共団体への支払いなど

問 プレミアム付商品券コールセンター ☎(042)323-5010

(月～金曜日午前9時～午後6時※令和2年3月19日(木)まで)

※発送直後はつながりにくくなることがあります

取扱店の募集は12月27日(金)まで。詳しくは市HPなどをご覧ください

→経済課(内395)

消費税率の引き上げに伴い 下水道使用料を改定

10月1日(火)から施行される消費税率・地方消費税率の引き上げに伴い、下水道使用料に含まれている消費税相当額を、8%から10%へ改定します。改定後の金額は左下表1の早見表でご確認ください。改定後の下水道使用料は、12月分から適用します。なお、下水道料金(下表2)は、今回の改定に伴う変更はありません。

今後も下水道事業の健全な運営を目指して努力していきます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

表1 本市下水道一般汚水使用料早見表(2か月)

水量(m)	下水道使用料(円) 税込み(消費税相当額)
0～20	1,199(109)
25	1,749(159)
30	2,299(209)
35	2,849(259)
40	3,399(309)
45	4,031(366)
50	4,664(424)
55	5,296(481)
60	5,929(539)
65	6,616(601)
70	7,304(664)
75	7,991(726)
80	8,679(789)
85	9,366(851)
90	10,054(914)
95	10,741(976)
100	11,429(1,039)

下水道使用料の算出方法(2か月で一般汚水45m³使用の場合)

①2か月分の使用量から1か月分の使用量を求めるため2で割る
端数は一方の月に加算する

$45\text{m}^3 \div 2 = 22.5\text{m}^3 \Rightarrow 22\text{m}^3 \text{と} 23\text{m}^3$

②1か月当たりの使用料を料金表(右表2参照)から求める

	22m ³ の月分	23m ³ の月分
0～10m ³	545円	545円
11～20m ³	100円×10m ³ = 1,000円	100円×10m ³ = 1,000円
21～30m ³	115円×2m ³ = 230円	115円×3m ³ = 345円
	1,775円	1,890円

③②で求めた金額を足し、2か月分の使用料を求める

$1,775\text{円} + 1,890\text{円} = 3,665\text{円}$

④③で求めた使用料分に消費税の税率を掛け、消費税相当額を求める

$3,665\text{円} \times 10\% = 366\text{円}$

⑤③④で求めた使用料と消費税相当額の合計額を求める

$3,665\text{円} + 366\text{円} = 4,031\text{円}$

表2 本市下水道料金(1か月)

水量(m)	一般汚水 税抜き	浴場汚水 税抜き
0～10	545円	
11～20	1m ³ につき 100円	
21～30	1m ³ につき 115円	
31～50	1m ³ につき 125円	
51～100	1m ³ につき 170円	1m ³ につき 18円
101～200	1m ³ につき 200円	
201～500	1m ³ につき 240円	
501～1,000	1m ³ につき 280円	
1,001以上	1m ³ につき 330円	

→下水道課(内488)

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。